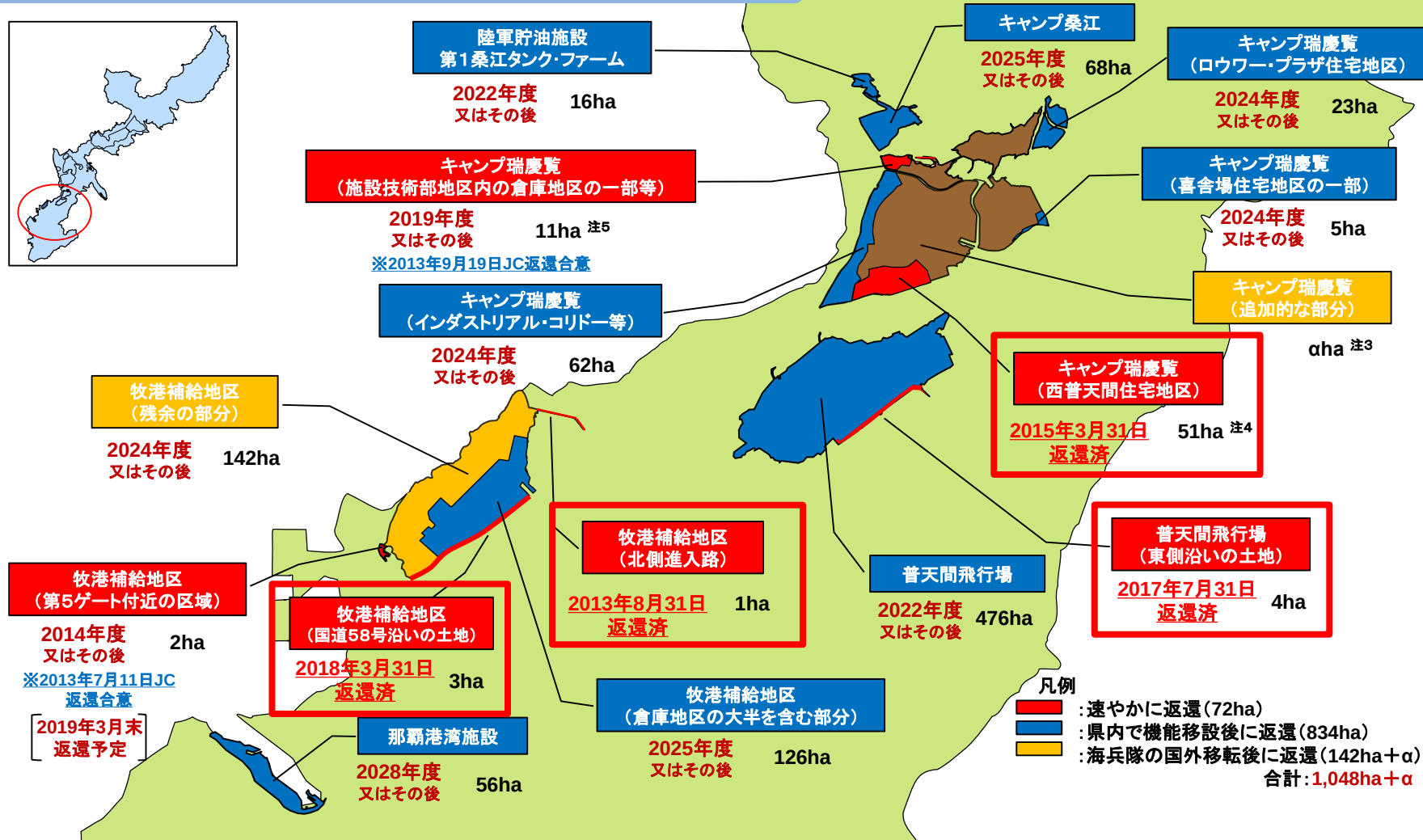


米軍再編の概要と沖縄防衛局の取り組みについて

2019年2月
沖縄防衛局

1. 米軍再編の概要及び返還された施設の紹介について

(1) 嘉手納飛行場以南の土地の返還（統合計画）



注1: 時期及び年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する場合がある。

注2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位(ha)未満を四捨五入しているため符合しないことがある。

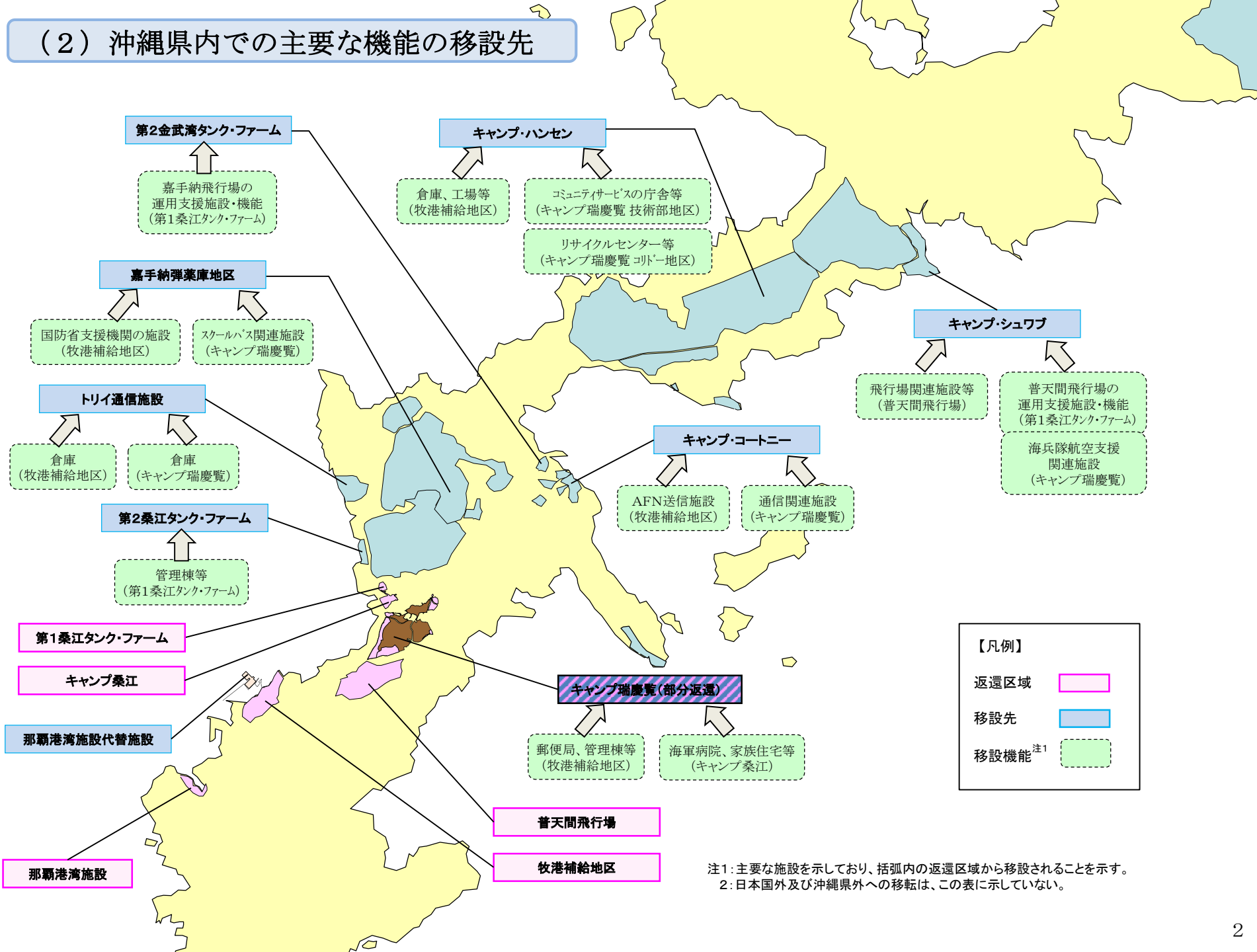
注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

注4: キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還面積については、統合計画において52haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。

注5: キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、平成25年9月のJC返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。

注6: JC(Joint Committee)一日米合同委員会

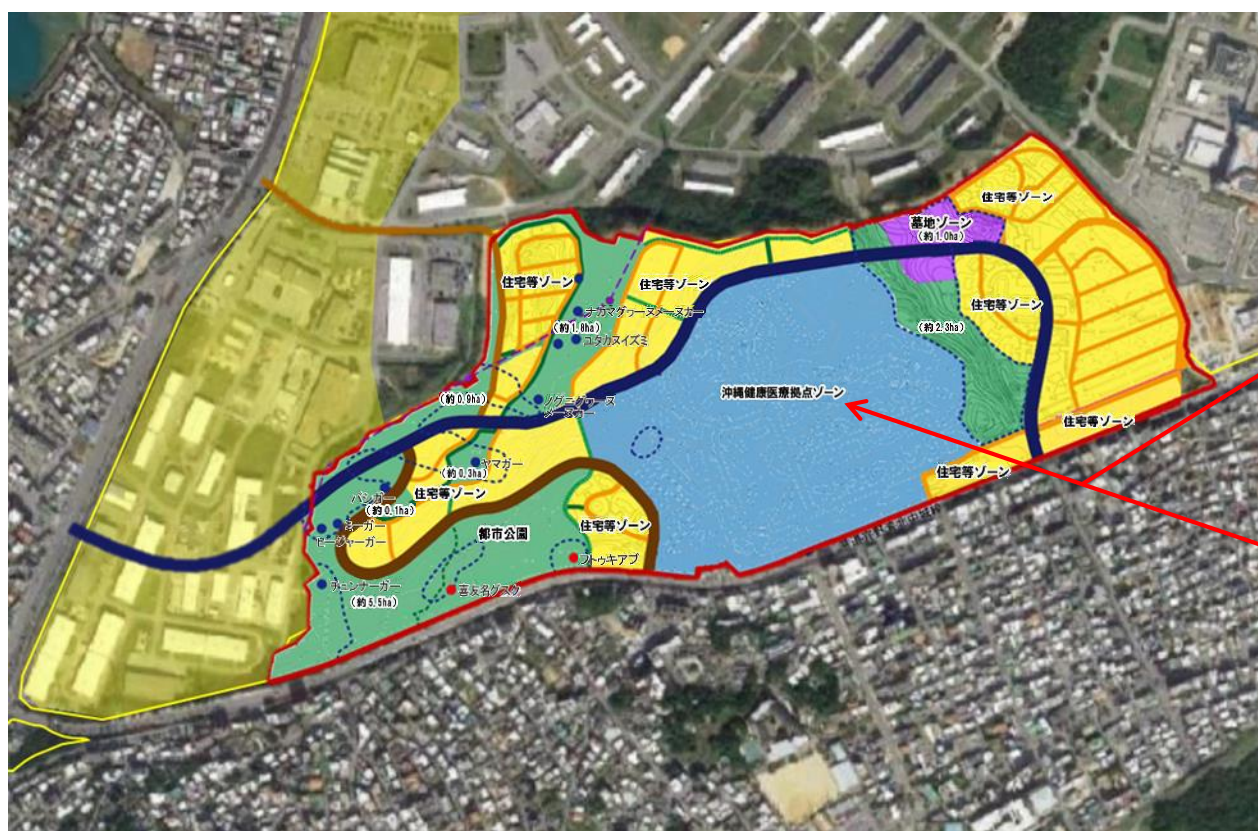
(2) 沖縄県内での主要な機能の移設先



注1: 主要な施設を示しており、括弧内の返還区域から移設されることを示す。
 2: 日本国外及び沖縄県外への移転は、この表に示していない。

(3) キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還及び土地の引渡し

- 2013年4月、統合計画において、「必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域」とされる。
- 2013年6月、日米合同委員会合意。
- 2015年2月、返還条件である境界策設置工事完了。
- 2015年3月、西普天間住宅地区返還。
- 2018年3月までに支障除去措置（物件撤去、土壌汚染調査、不発弾探査、廃棄物処分）を完了。
- 2018年3月31日、土地を引渡し。



返還当時の状況

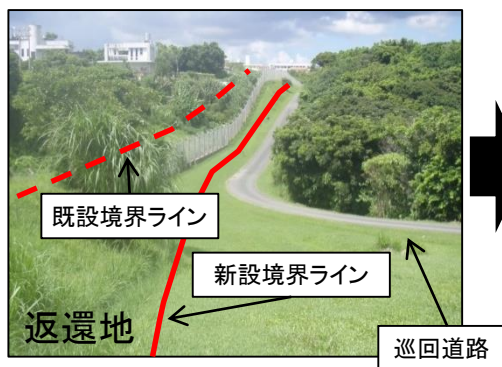


引渡し時の状況



(4) 普天間飛行場東側沿いの土地の返還

- 宜野湾市の中心に所在する普天間飛行場は、西側に国道58号、東側に国道330号があるが、それぞれの道路で慢性的な渋滞が課題。
- 2013年8月、佐喜眞宜野湾市長から、普天間飛行場の一部返還（右図赤線箇所）に向けた早急な解決を要請。
- 2015年12月、日米共同発表において、普天間飛行場の東側沿いの土地の返還に向けた作業を加速させ、2017年度中に実現することを確認。
- 2017年4月、返還条件である巡回道路、フェンス等が完成。
- 2017年7月31日、返還。
- 現在、返還跡地の支障除去作業を実施しているところであり、2019年3月末に土地の引き渡し予定。
並行して、宜野湾市による市道宜野湾11号整備を実施中（当局補助事業により、2019年末完了予定）。



巡回道路移設前



巡回道路移設後



宜野湾市道11号
支障除去措置（不発弾探査）
実施状況



宜野湾市道11号
不発弾探査実施完了区画

(5) 牧港補給地区の一部土地（国道58号沿い）の返還

○ 2015年12月、日米共同報道発表：

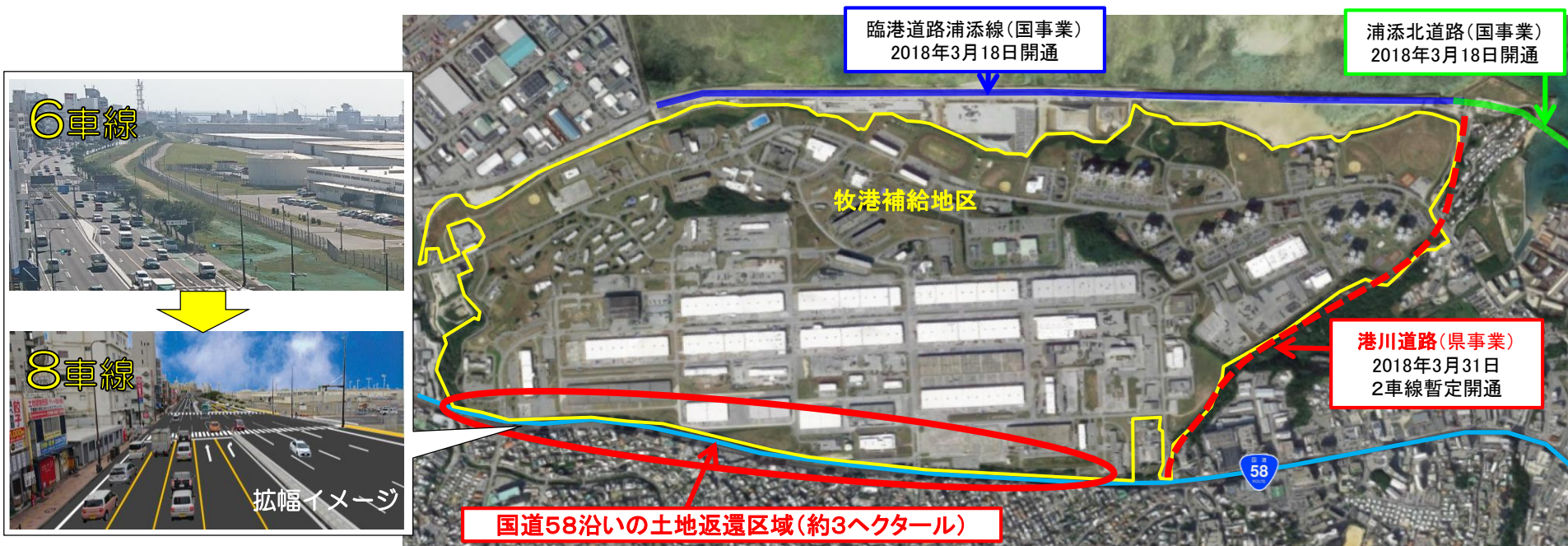
国道58号を拡幅し交通渋滞を緩和するため、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）について、日米両政府による必要な措置及び手続きの完了を条件に、2017年度中の返還を実現するために速やかに必要な作業を開始する。

○ 2017年6月、返還条件であるゲート、境界フェンス、ユーティリティの移設工事を開始。

○ 2018年1月、移設工事完了。

○ 2018年3月31日、返還。

○ 2018年4月2日、支障除去措置に着手し、現在、経層探査を実施中。



2. 跡地利用特措法について

(1) 跡地利用特措法の制定経緯

1995年(平成7年)6月20日

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(返還特措法) 施行

施設・区域の返還の在り方や返還後の土地所有者に対する補償など、返還に伴う特別措置についての地元からの要望を受け、議員立法として成立。

2002年(平成14年)6月19日までの時限立法

2002年(平成14年)4月1日

「沖縄振興特別措置法」(沖振法) 施行

第7章で「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」を規定

2012年(平成24年)3月31日までの時限立法

返還特措法の期限を 2012年(平成24年)
3月31日まで延長

2012年(平成24年)4月1日

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(跡地利用特措法) 施行

「返還特措法」及び「沖振法」第7章に規定されていた駐留軍用地跡地に関する規定を一元化。給付金制度の拡充、引渡し前の土壌汚染・不発弾の除去等の徹底など旧法の内容を拡充。

2022年(平成34年)3月31日までの時限立法

2015年(平成27年)3月 跡地利用特措法の一部改正

特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買収の協議等に関する制度を創設

(2) 跡地利用特措法のポイント

1. 法律の題名

○「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(返還特措法)」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更。

2. 基本理念の明記

○法律の基本理念を新たに規定。

- ①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進。
- ②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。
- ③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮。

3. 返還実施計画に基づく支障除去措置

○国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる。

4. 拠点返還地の指定

- 従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化。
- 返還前に内閣総理大臣が拠点返還地(5ha以上)を指定。
- 200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け。
- 200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定。

5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

- あっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんを義務化。
- 申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知。

6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

- 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定。
- 地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定。
※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる。

7. 給付金の支給

- 給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。
- 給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化。
- 特定給付金(引渡日から3年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給)の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定。

8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

- 沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置。

※この法律は、平成34年3月31日限りで失効

(3) 跡地利用特措法に基づく支障除去措置について（返還特措法の改正ポイント）

返還特措法

【ポイント】

- 土壤汚染等の調査事項は、政令に規定。
- 調査対象範囲は、国が調査を行う必要があると認める場所。
- 駐留軍の行為に起因するものに限り除去。

■ 返還実施計画（法第6条関連）

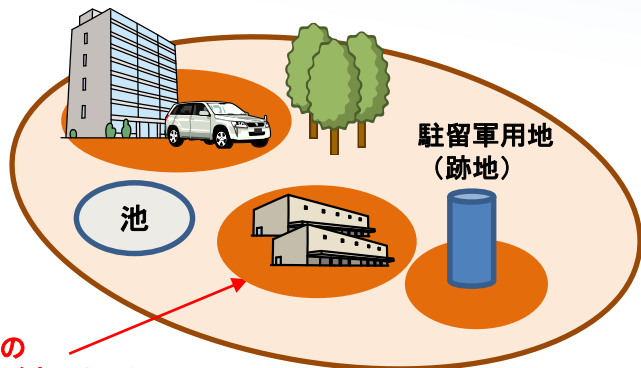
国は、返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画を定めなければならない。

■ 原状回復措置（法第7条関連）

国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、土地を原状に回復する措置を講ずるものとする。

■ 返還実施計画に定める事項（政令）

- ① 駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の除却等に関すること。
- ② 下記の事項について、国が調査を行う必要があると認める場合における調査を行う区域の範囲及び調査方法等、調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
 - ・ 駐留軍の行為に起因する土壤汚染の状況
 - ・ 駐留軍の行為に起因する水質の汚濁の状況
 - ・ 駐留軍が遺棄した不発弾その他の火薬類の有無
 - ・ 駐留軍が埋立処分を行った廃棄物の有無



汚染等の
蓋然性が高い場所

跡地利用特措法

【ポイント】

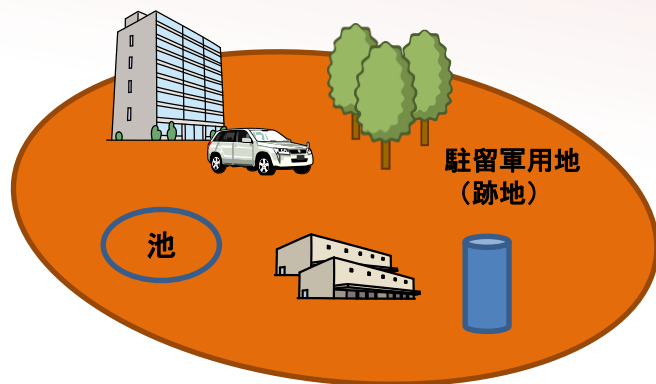
- 土壤汚染等の調査事項は、法律に規定。
- 調査対象範囲は、返還が合意された区域の全部。
- 駐留軍の行為に起因するものに限らず除去。

■ 返還実施計画及び支障除去措置（法第8条関連）

国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍用地の返還に関する返還実施計画を定め、返還後において土地を利用する上での支障の除去に関する措置を土地所有者へ引き渡す前に講ずるものとする。

返還実施計画に定める支障除去関連の事項は、次のとおり。

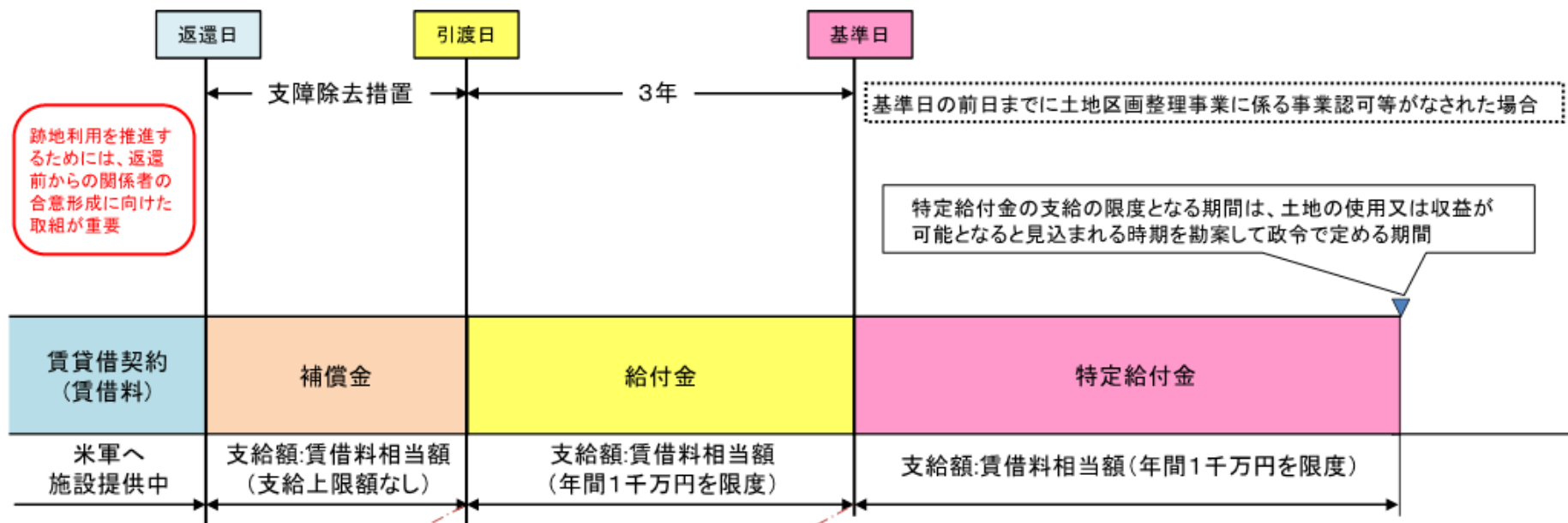
- ① 駐留軍が使用していた建物その他土地に定着する物件の除却等に関すること。
- ② 下記の事項について、調査を行う区域の範囲及び調査方法等、調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
 - ・ 土壤汚染の状況
 - ・ 水質の汚濁の状況
 - ・ 不発弾その他の火薬類の有無
 - ・ 廃棄物の有無



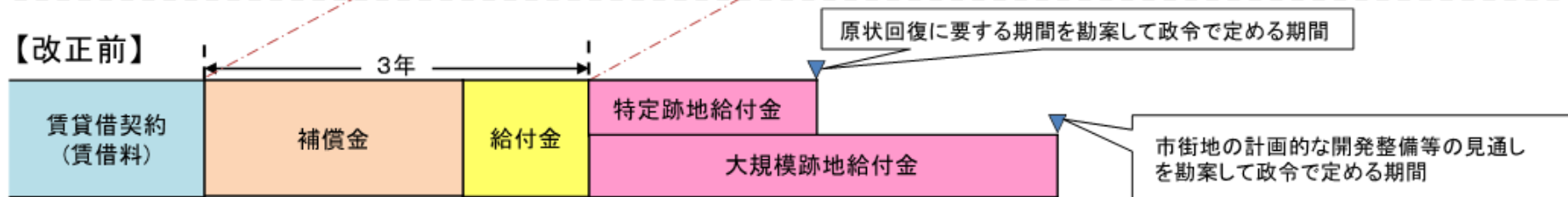
調査等
の範囲

(4) 給付金制度の拡充について

【改正後】



【改正前】



改正のポイント

- 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間

3. 跡地利用特措法に基づく沖縄防衛局の取り組み

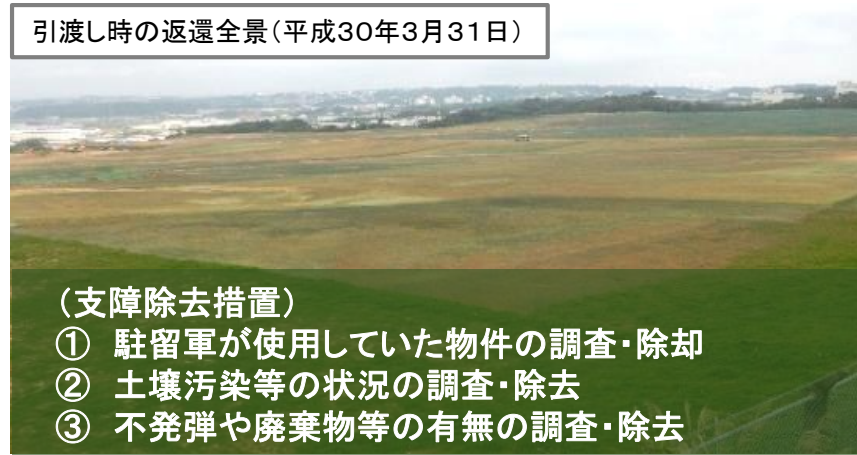
(1) 支障除去措置について

米軍から駐留軍用地が返還された時は、「跡地利用特措法」に基づき、所有者等に土地を引き渡す前に、返還跡地を利用する上で支障となるものを調査して、その除去(支障除去措置)を行います。

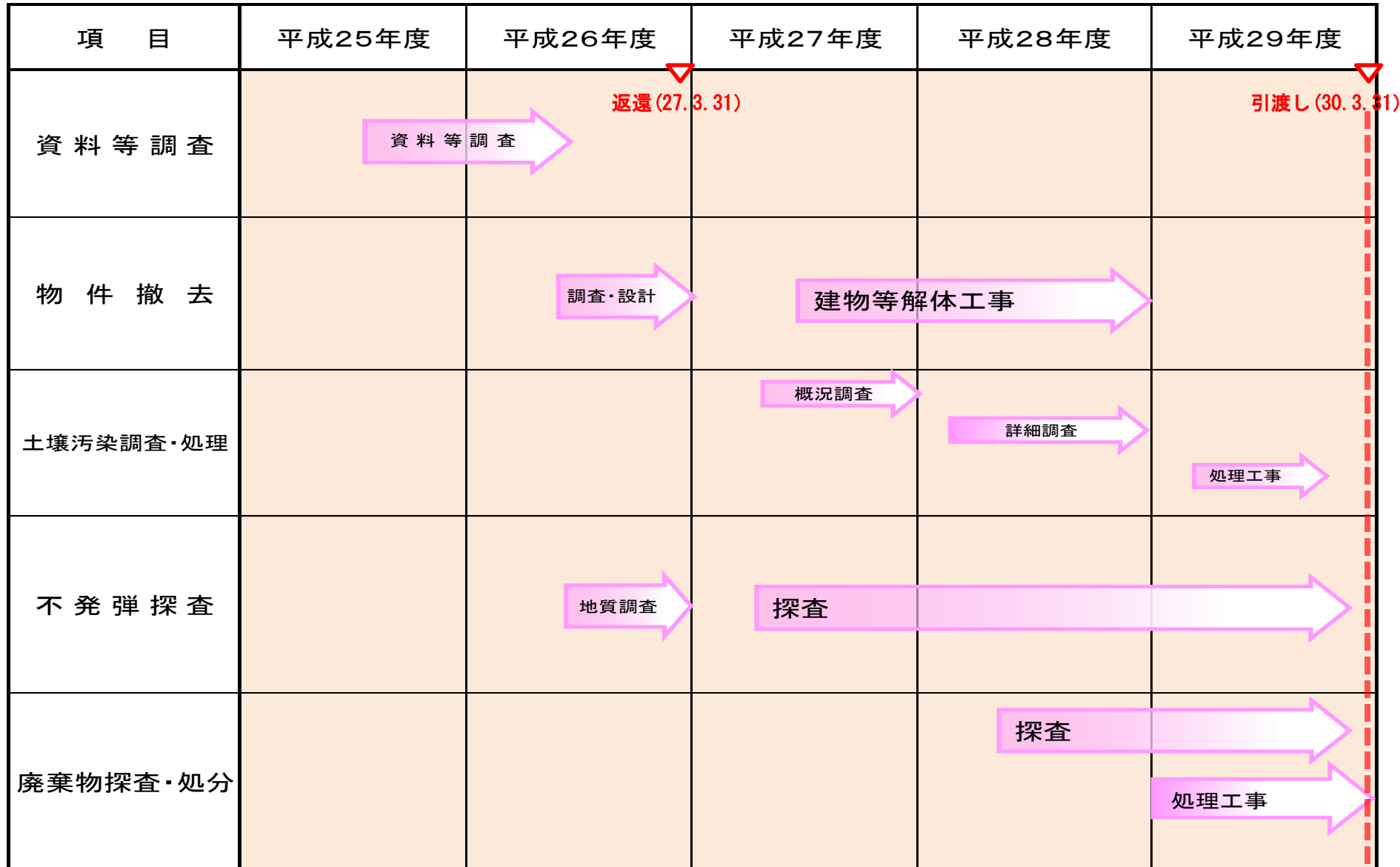
返還時の全景(平成27年3月31日)



引渡し時の返還全景(平成30年3月31日)



(2) 西普天間住宅地区における支障除去措置の流れ



(3) 支障除去措置の主な結果

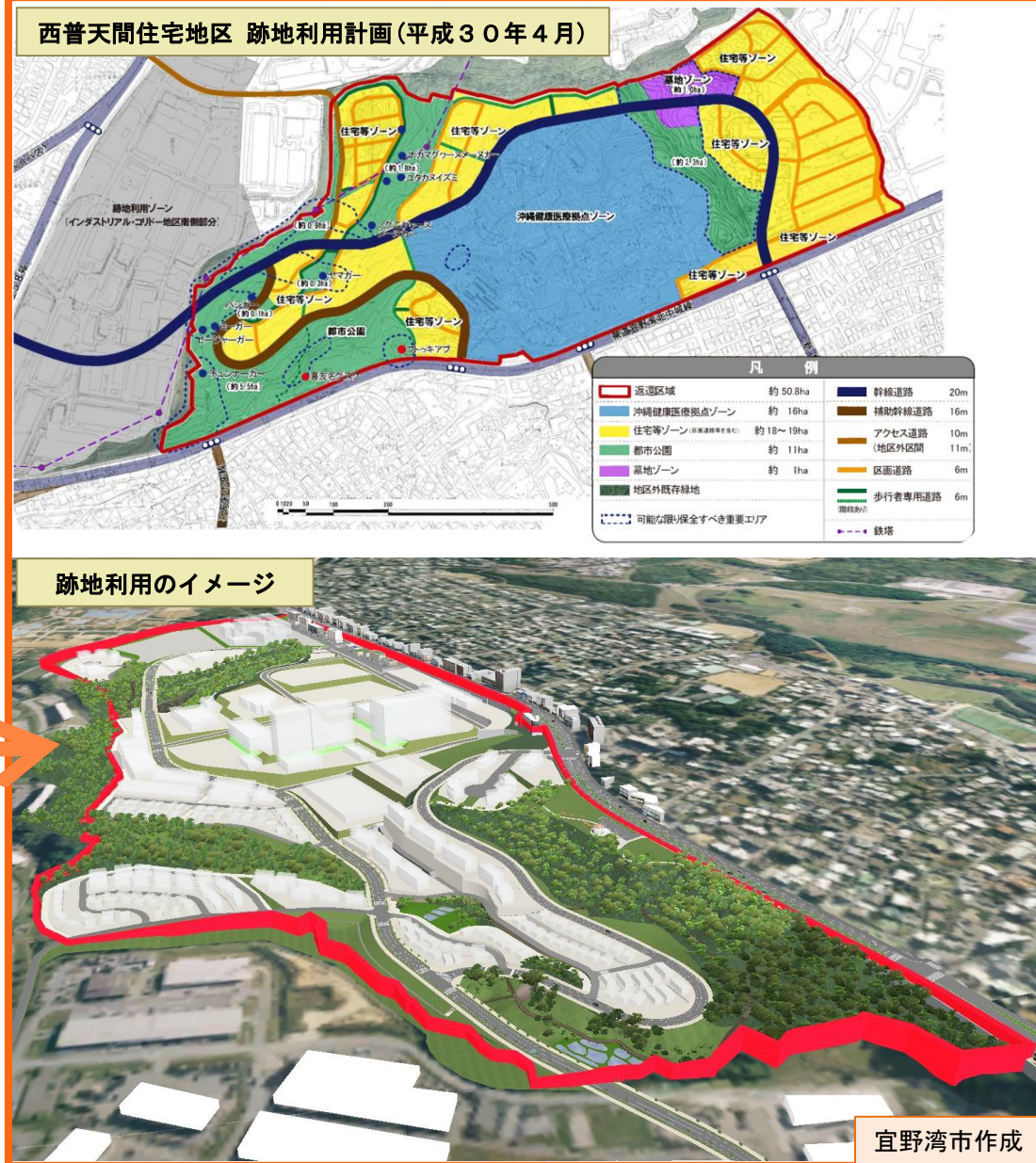
	物件撤去	土壌汚染調査・処分	不発弾探査	廃棄物探査・処分
措置状況	 地中埋設管等の撤去状況	 調査状況 (地中の土壌をサンプリング)	 探査状況 (探査センサーを吊り下げて、 不発弾の有無を調べる)	 調査状況 (金属探知機等を用い地表及び 地中の磁気を確認)
	 住宅の解体状況	 汚染土の回収状況 (回収した汚染土は場外へ搬出処分)	 掘削状況 (平均で約5m程度掘り下げ)	 掘削・除去処分 (感知した地中の磁気異常点を掘削)
主な結果	・住宅の解体及び道路、電柱、地中埋設管等の構造物の撤去。	・鉛汚染及び油汚染を確認。 ・汚染土を場外処分。	・砲弾類、小銃弾等を確認。 ・警察又は陸上自衛隊に通報の上全て処理。	・鉄くず、埋設管、コンクリート基礎、ゴミ等を確認。 ・全ての廃棄物を回収・処理。

(4) 土地の引渡し～跡地利用に向けて～



西普天間住宅地区は平成27年3月31日に米側から日本側に返還され、土壌汚染調査、不発弾探査、廃棄物探査等のいわゆる支障除去措置を終え、平成30年3月31日をもって土地所有者の方々へ引渡しを行いました。

当該返還跡地は、沖縄健康医療拠点の形成を跡地利用の中心として、病院、住宅等が計画されており、跡地利用のモデルケースとして期待されています。

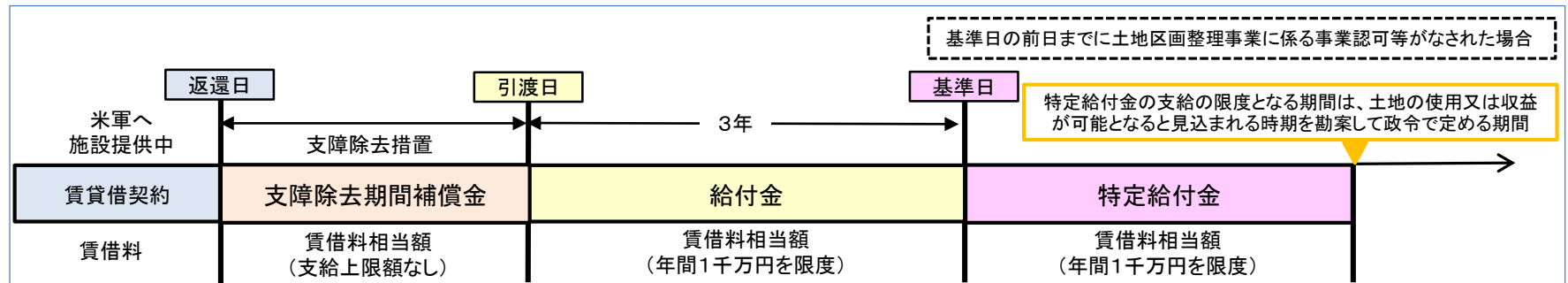


(5) 給付金の支給について

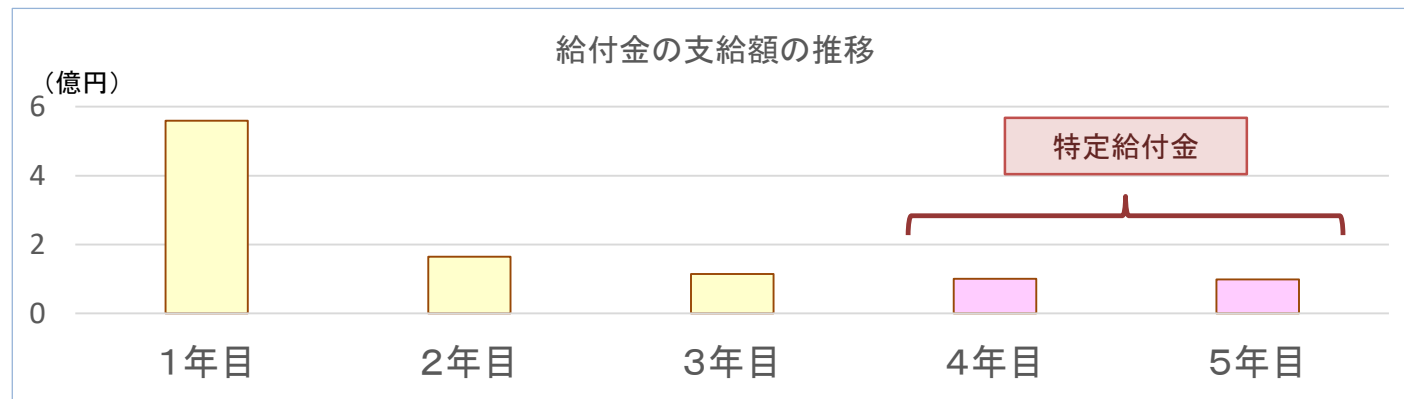
土地所有者等が、返還跡地を引き渡された後、土地を引き続き使用せず、かつ、収益していない場合は、引渡し日の翌日から3年を限度として、賃借料相当額※の給付金を支給しています。

また、当該跡地において土地区画整理事業が行われ、引き続き土地を使用せず、かつ、収益していない場合には、政令で定める期間を限度として、賃借料相当額※の給付金を支給します。

※ 上限額は年間1千万円まで



【例】 キャンプ瑞慶覧(泡瀬ゴルフ場)(平成25年3月引渡し)の場合



支給額： 約5.6億円
対象面積： 約32ha

約1.7億円
約10ha

約1.2億円
約9ha

約1.0億円
約7ha

約0.9億円
約6ha

～ 米軍用地跡地の活用事例 ～

キャンプ瑞慶覧(泡瀬ゴルフ場)(北中城村)

返還跡地は、北中城村アワセ土地区画整理事業が実施され、複合型商業交流地区に建設された大型ショッピングモールと医療福祉地区とが連携した多様な広域交流拠点として街づくり図られている。



・平成22年に返還
返還面積：468千㎡



イオンモール沖縄ライカム
と中部徳洲会病院

牧港住宅地区(那覇市)

返還跡地は、那覇新都心地区土地区画整理事業が実施され、那覇新都心銘苅庁舎、県立博物館・美術館などの公共施設、大型商業店舗が建設され、那覇市の新たな都市拠点に変貌している。



・昭和62年に大規模な返還により、
全面返還
返還面積：1,951千㎡



交通広場とモノレール

大型商業店舗等が立地

キャンプ瑞慶覧(ハンビー飛行場部分)(北谷町)

返還跡地は、北前地区土地区画整理事業が実施され、公園などの公共施設や、飲食店、大規模商業施設などが建設され、地域住民を含め幅広く利用されている。



・昭和56年に返還
返還面積：382千㎡



ハンビータウン

安良波公園